

# 人権教育を推進するために

平成20年度版

京 都 府 教 育 委 員 会

## 《目 次》

### 第1章 人権教育を推進するために

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	人権教育の基本的取組方針	1
(1)	学校教育	1
ア	あらゆる教育活動を通じた推進	1
イ	人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた実践的態度の育成	2
ウ	生涯学習の視点からの推進	2
エ	家庭・学校・地域・関係機関の連携	2
オ	社会教育等との連携	2
カ	教職員の認識の深化と指導力の向上	2
(2)	社会教育	2
ア	人権教育推進体制の確立	2
イ	身近な生活の場における学習活動の促進	2
ウ	多様な体験活動の充実	3
エ	学習内容や方法の工夫改善	3
オ	指導者の養成と資質の向上	3
カ	総合的な取組の促進	3

### 第2章 平成20年度における重点的取組事項

1	人権一般の普遍的視点に基づく重点的取組	4
(1)	学校教育	4
ア	人権教育としての再構築	4
イ	人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた実践的態度の育成	4

ウ	生涯学習の視点からの推進	4
エ	家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化	5
オ	教職員の認識の深化と指導力の向上	5
カ	同和教育上の残された課題の解決	5
キ	外国人児童生徒に関する指導の充実	5
(2)	社会教育	6
ア	生涯学習としての人権教育の推進	6
イ	身近な生活の場における学習活動の促進	6
ウ	多様な体験活動の充実	6
エ	学習内容や方法の工夫改善	6
オ	指導者の養成と資質の向上	6
カ	総合的な取組の促進	7
キ	家庭の教育力の向上	7
2	個別の人権問題に関する重点的取組	7
(1)	同和問題	7
(2)	女性の人権問題	7
(3)	子どもの人権問題	8
(4)	高齢者の人権問題	8
(5)	障害のある人の人権問題	8
(6)	外国人の人権問題	8
(7)	患者等の人権問題	8
(8)	さまざまな人権問題	8

「平成20年度 指導の重点」より抜粋

## 第1章 人権教育を推進するために

## 第1章 人権教育を推進するために

### 1 はじめに

京都府教育委員会（以下「府教委」という。）においては、「新京都府総合計画」にある「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会」を実現するため、『京の子ども、夢・未来』プラン21「京都府の教育改革」の中で、『共生社会』の実現に向けた人権教育の充実」を位置付け、あらゆる教育活動を通して人権教育を積極的に推進している。

また、学校教育、社会教育それぞれの分野で推進する人権教育については、「指導の重点」において、その努力点と具体的対応等について示すとともに、年度ごとの基本的な取組方針と重点的取組を明らかにするために、「人権教育実施方針」を策定してきたところである。

このような中で、平成17年1月、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に人権教育・啓発を進めることができるよう、その基本的指針として「新京都府人権教育・啓発推進計画」（以下「新推進計画」）が策定された。

今後、府教委としてはこの「新推進計画」を踏まえ、以下に示す基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項に基づき、積極的に人権教育を推進するものとする。

### 2 基本的な考え方

本府の人権教育の基本的指針である「新推進計画」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。

この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚豊かな社会の実現を目指して、学校教育・社会教育ともに、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

人権教育の推進に当たっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決を図らなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和教育など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度・技能・能力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施するものとする。

### 3 人権教育の基本的取組方針

#### (1) 学校教育

##### ア あらゆる教育活動を通じた推進

人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にしたい教育の推進を図る。そのため、「新推進計画」と「指導の重点」を踏まえ、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させるとともに、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努める。

## **イ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた実践的態度の育成**

互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるよう、実践的態度の育成を図る。また、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、その解決に向けた態度・技能・能力の育成を図る。

## **ウ 生涯学習の視点からの推進**

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる。

また、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、個々の児童生徒の実態・課題に応じた効果的な指導を行う。

## **エ 家庭・学校・地域・関係機関の連携**

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間連携、地域連携、関係機関連携などを図り、個々の課題に即したきめ細かな指導に努める。

また、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進するために、継続的な校種間連携や学校間交流に努める。

## **オ 社会教育等との連携**

社会性や豊かな人間性をはぐくむため、多様な体験活動の機会の充実に努めるとともに、さまざまな人権問題の解決を目指して総合的な取組を推進するため、社会教育との関連性を深めながら、関係行政機関との連携を図り、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

## **カ 教職員の認識の深化と指導力の向上**

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが豊かな人権意識を持つとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。

そのため、各学校における日常的・系統的な研修や京都府総合教育センターにおける研修講座等により、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上に努める。

## **(2) 社会教育**

### **ア 人権教育推進体制の確立**

教育委員会の組織全体の中で、地域の実情に応じた人権教育の推進が図られるよう、その体制の確立に努めるとともに、生涯学習の視点に立って、「新推進計画」と「指導の重点」を踏まえ、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進する。

### **イ 身近な生活の場における学習活動の促進**

学校、地域、家庭、職域など身近な生活の場において、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進する。

### **ウ 多様な体験活動の充実**

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動等を人権尊重の心を培う機会としてその充実に努める。

### **エ 学習内容や方法の工夫改善**

学習者のニーズや地域の実情を踏まえながら、学習教材の充実や人権教育資料等の効果的な活用を促進するとともに、日常生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する参加型学習のプログラムを提供するなど、学習内容や方法の工夫改善に努める。

### **オ 指導者の養成と資質の向上**

府民の学習ニーズに対応し学習意欲を高めるため、様々な形態での指導者研修会を通じて、指導者の養成と資質の向上を図る。

### **カ 総合的な取組の促進**

府民が生涯のあらゆる場や機会を通じて人権についての学習を効果的に進めることができるよう、公民館等の社会教育施設、PTA等の社会教育関係団体、企業等の事業所、学校、関係行政機関などとの連携を強化する。

## 第2章 平成20年度における重点的取組事項

## 第2章 平成20年度における重点的取組事項

### 1 人権一般の普遍的視点に基づく重点的取組

#### (1) 学校教育

##### ア 人権教育としての再構築

同和教育の取組の結果、長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職における統一応募用紙の作成など様々な成果を上げ、個に応じたきめ細かな指導、推進体制の確立、家庭・地域との連携など多くの手法を確立してきた。これらの成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育として再構築してきた。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、あらゆる教育活動を通して積極的に人権教育を推進する。

そのため、各学校においては、これまでの取組の成果と課題を明らかにしながら、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。また、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長主導の全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく。

人権教育の指導方法については、研究指定校や推進地域において研究・実践を行い、その成果を府内のすべての学校に広く波及させることなどにより、指導方法の改善を図る。

##### イ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた実践的態度の育成

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、「人権擁護啓発ポスターコンクール」などへの積極的な参加を促すなど、多くの学習機会を提供する。また、参加型の学習等、様々な学習形態の工夫、人権学習資料集や人権教育資料「わたし・あなた・みんなの人権」、人権教育指導事例集、各教育局作成の人権学習指導事例集などの有効活用等、学習内容の工夫・改善により、人権学習の一層の充実を図る。

人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等普遍的な視点からのアプローチと、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けた実践的態度を育成するための学習等個別的な視点からのアプローチで実施するよう留意する。

また、校種間の連携や学校間の交流を図り、児童生徒の発達段階に応じて、体系的・計画的に学習を進めるとともに、人権学習を保護者や地域などへ積極的に公開するなど、家庭・地域の理解と信頼の下で実践する。

##### ウ 生涯学習の視点からの推進

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。そのため、小学校低学年から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善などにより基礎・基本の徹底を図る。

また、一人一人を大切にする教育を推進する観点から、学力充実に向けて、評価が児童生徒の学習改善に生かされるよう、指導と評価の一体化を図るとともに、学力の定着状況を的確に把握し、個々の児童生徒の課題に応じて効果的な指導を行う。さらに、家庭での学習の習慣を定着させ、自ら学ぶ力の育成を図るため、家庭とも連携して学習相談や教育相談などに努める。その際、これまでの研究事業により研究実践・開発された学習方法や教材、個別の学習プログラム等を効果的に活用し、基礎学力の充実・向上を図る。

## エ 家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化

人権教育の推進に当たっては、家庭・学校・地域・関係機関の連携が重要である。課題の見られる児童生徒については、その背景や原因を明らかにして、日常的な家庭連携により課題解決を目指すとともに、家庭の教育力の向上のために様々な支援を行う。さらに、校種間連携、地域連携、関係機関連携など、課題解決や家庭の教育力の向上のために、日常的・継続的な連携を充実する。

特に、学力及び家庭の教育力に課題を有する児童生徒及び家庭に対しては、学習相談や教育相談を積極的に行い、基礎学力の充実と自学自習の習慣化及び家庭の教育力の向上を図る。

また、すべての児童生徒の人権意識の高揚を図り、実践的態度を培うとともに、同和問題など様々な人権問題の正しい理解と認識の基礎を培うために、校種間連携、学校間交流を一層充実して、すべての学校で体系的・計画的な人権学習を実施する。

さらに、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、社会教育や関係行政機関との連携を深め、多様な体験活動の機会の充実に努める。

## オ 教職員の認識の深化と指導力の向上

人権教育の推進に当たっては、児童生徒の学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題が指摘されている。

そのため、各学校における日常的な研修や京都府総合教育センターにおける研修講座を充実することにより、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図る。その際、「人権教育指導資料－２つのアプローチから－」の効果的な活用により、教職員研修の充実に努める。さらに、府教委作成の人権学習資料の活用研修を深め、人権学習の一層の充実に努める。

京都府総合教育センターにおいては、初任者・２～５年目・１０年目などの教職経験年数別の研修や校長・副校長・教頭などの職能別研修、さらにはすべての教職員を対象とした研修において、人権問題や人権教育についての研修を実施するなど、体系的・計画的に人権教育の研修を実施する。

また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、その研修成果を広く波及させる。

## カ 同和教育上の残された課題の解決

小・中学校段階における基礎学力の課題、高等学校における中途退学の課題等、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組む。

学力の向上に向けては、ＴＴ授業、少人数授業等の授業方法の改善はもとより、指導と評価の一体化を図り、個々の児童生徒の課題に応じた効果的な指導を行う。特に、学力に課題を有する児童生徒に対しては、個別指導や学習相談等を実施し、基礎学力の充実に向けての自学自習の習慣化を図るとともに、教育相談等を通じて家庭の教育力の向上に努める。

中途退学の解消に向けては、小・中学校段階からの基礎学力の充実に努め、目的意識・将来展望の育成など、個に応じた適切な進路指導の充実に努める。

## キ 外国人児童生徒に関する指導の充実

すべての児童生徒に対して、国際的視野に立った人権尊重の教育を推進し、多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力が身に付くよう指導の充実に努める。

外国人児童生徒に対して、日本語の指導等、個に応じた指導を積極的に進め、学力の充実・向上を図るとともに、それぞれの児童生徒が将来への展望を持ち、自らの進路を主体的に切り開くことなど自己実現ができるよう指導の充実を図る。

## **(2) 社会教育**

### **ア 生涯学習としての人権教育の推進**

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等といった様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための多様な学習機会を提供し、人権意識の高揚に努める。

市町村においては、人権問題講演会や学習講座等を実施し、地域住民を対象に人権に関する学習機会の充実に努める。

また、聴覚障害者社会教育指導者研修会や視覚障害者社会教育指導者研修会を実施し、聴覚・視覚障害者の学習活動や社会参加の促進を図るとともに、障害のある人の人権に関する学習活動を推進するための指導者の資質の向上を図る。

### **イ 身近な生活の場における学習活動の促進**

学校、地域、家庭、職域など身近な生活の場において、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進する。

また、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すことにより、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう取組を推進する。

### **ウ 多様な体験活動の充実**

青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、府立学校ボランティア活動をはじめ、府立少年自然の家における自然体験活動を、市町村においては、小学校区等で行われる学習活動や体験活動に障害のある子どもも一緒に参加交流する活動として活用することを支援し、人権尊重の心を培う機会としてより一層の充実を図る。

### **エ 学習内容や方法の工夫改善**

人権教育資料「わたし・あなた・みんなの人権」をもとに、人権教育資料活用事例集等を効果的に活用することにより、府民の自発的な学習活動を促進する。また、府内各地における学習活動の場での活用状況や学習者のニーズ等を把握することに努め、内容の充実を図る。

人権教育指導者研修会においては、学識経験者や学校教育関係者、社会教育関係団体の代表者等で組織される人権教育企画推進委員会での意見を踏まえ、日常生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する参加型学習などの学習プログラムを提供するなど、学習内容や方法などの工夫改善に努める。

また、府民の人権に関する様々な学習ニーズに対応できるよう、視聴覚教材の整備等を図る。

### **オ 指導者の養成と資質の向上**

すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、学習者のニーズや地域の実情に応じた学習課題を明確にしながら、あらゆる人権問題の解決に資する学習活動を推進する上で必要となる指導者の資質向上を図るため、人権教育指導者研修や社会教育主事等指導者研修等を実施する。

また、多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館の果たす役割が重要であることから、公民館職員研修を実施するほか、男女共同参画社会の実現に向け、社会教育関係団体とも連携し指導者研修を実施する。

P T A指導者等に対しては、研修等の機会を通じて、子どもとともに保護者自身が人権意識の高揚を図ることができるような取組を推進する。

#### **カ 総合的な取組の促進**

学校教育をはじめ、社会教育関係団体や関係機関との連携を図りながら、京都府内における人権教育推進事業の効果的な推進方策について検討するため、京都府に人権教育企画推進委員会を設置する。

また、各教育局においては、京都府人権教育指導者研修会等の成果も踏まえながら、人権教育行政担当者等研究協議会を開催し、人権に関する課題解決の方策について研究協議及び情報交流などを行う。

さらに、学校での研究や実践の成果を学習講座の企画に活用するなど、学校との連携を強めながら、府内各地域での学習活動の効果的な推進を目指した総合的な取組の促進に努める。

#### **キ 家庭の教育力の向上**

幼児期から、食生活をはじめとする基本的な生活習慣、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。

そのため、親子ともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、就学時健診をはじめ様々な機会を活用して実施する講座等の充実に努める。

また、家庭教育に悩みや不安のある保護者等を対象とした電話相談を実施するとともに、家庭教育カウンセラーを配置して適切なアドバイスを行うなど相談体制の充実を図り、その啓発にも努める。

さらに、家庭教育啓発資料の作成・活用や各地域において安心・安全な子どもの居場所づくりを進めるなど、心豊かでたくましい子どもを家庭や地域社会で育てる環境の充実に努める。

## **2 個別の人権問題に関する重点的取組**

個別の人権問題については、「新推進計画」において、「これまでの取組」「現状と課題」「施策の方向」が述べられており、その基本的認識に基づいて、学校教育・社会教育においても課題解決に向けた取組を積極的に推進する。

### **(1) 同和問題**

同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進する。

また、最近の部落史研究の成果に基づく学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、基礎学力や中途退学の課題など、一人一人を大切にされた教育を推進する中で、課題の解決に向けて積極的に取り組む。

### **(2) 女性の人権問題**

D V（ドメスティック・バイオレンス）など、女性にかかわるさまざまな人権侵害につ

いての正しい理解と認識を深め、すべての人がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習活動の充実を図る。

### **(3) 子どもの人権問題**

子ども一人一人の人権を最大限に尊重する中で、子どもの健全育成を図るとともに、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める。そのため、いじめ、不登校など、個々の事象に適切に対応できるよう相談指導體制の一層の充実に努め、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な取組を図る。

また、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。

### **(4) 高齢者の人権問題**

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、一人一人が自分自身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実する。また、高齢者自身が生き生きと生活できるよう、学習機会の提供と学習成果を生かした社会参加活動を促進する。

### **(5) 障害のある人の人権問題**

LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習活動を充実するとともに、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の拡充に努める。

### **(6) 外国人の人権問題**

諸外国や他の民族について、歴史的経緯や社会的背景を知るなど、正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養う。

また、外国語指導助手等の有効活用などにより、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を図るなど、人権尊重を基盤とした国際理解教育に努め、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を一層推進する。

### **(7) 患者等の人権問題**

(エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・回復者等の人権問題)

H I V及びハンセン病等についての正しい理解と認識を深め、エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、エイズ患者・H I V感染者やハンセン病患者・回復者等が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指す。

### **(8) さまざまな人権問題**

インターネットによる人権侵害、個人情報の保護、性同一性障害に係る人権問題をはじめ、識字の問題や性的指向に係る問題など、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚と人権問題の解決に向けた学習機会や適切な情報の提供に努める。

## 「平成20年度 指導の重点」より抜粋

### 学校教育指導の重点

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

#### 2 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。

#### 具体的対応

- (1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」と「指導の重点」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実し、日常的な点検をしながら実践に努める。
- (2) 人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する。
- (3) 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。  
特に、課題の見られる児童生徒については、家庭との連携を強化し、個々の課題に即したきめ細かな指導を進める。
- (4) 校種間の連携及び学校間の交流を強化するとともに、人権学習資料集等を活用し、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進する。
- (5) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に努める。
- (6) 様々な人権問題の解決を目指す総合的な取組を推進するため、社会教育や関係行政機関との連携を強化するとともに、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

#### 校種別目標

##### 小学校

- (1) 個々の課題に即した指導による基礎学力の定着・向上
- (2) 身近な問題について、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度の育成

##### 中学校

- (1) 個に応じた指導の徹底を基盤とした進路指導の充実
- (2) 様々な人権問題の正しい理解と問題解決のために行動できる技能や能力の育成

##### 高等学校

- (1) 社会的自立の促進を図る個別指導の徹底
- (2) 様々な人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けて実践する態度の育成

##### 特別支援学校

障害の状態と発達段階に即した指導による心豊かでたくましく生きる力の育成

## 社会教育指導の重点

### 人権教育の推進

#### 1 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

#### 具体的対応

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等といった様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実を図る。
- (2) 学校、地域、家庭、職域など身近な生活の場において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。
- (3) 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動の一層の充実を図る。

#### 2 人権に関する多様な学習活動の充実

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

#### 具体的対応

- (1) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実を図るとともに、人権教育資料などの効果的な活用を促進するなど学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (2) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努める。
- (3) 府内各地域での学習活動を効果的に推進するため、学校及び関係機関・団体などと連携した総合的な取組の促進に努める。